

## 狭間直重の地頭職

佐藤 末喜

はじめに

由布市報の二五年六月号（VOL.93）の木綿の山通信由布市の地名（2）に、「この狭間村は、大友二代親秀の四男直重が元寇の際の恩賞として領有します。直重は狭間を名字として居城を権現嶽に定めますが、孫の直親の代には阿南庄全域の地頭として、豊後国田帳にその名を記されていることから、その勢力範囲を徐々に拡大して行ったものと考えられます。」との記事がある。後半の阿南庄全域の地頭として勢力を拡大して行ったという部分もどうかと思われるが、それよりも狭間直重が元寇の役の恩賞として狭間の地を得たという説が問題である。この説は狭間町誌などにも採られ通説化している。ここに書かれたのであろう。明治の初期に後藤碩田が言い出し、渡邊澄夫氏が援用したこの説が、果たして正しいのかどうか、筆者は永年疑問に思ってきた。拙稿「狭間氏の系譜」（狭間史談・創刊号）にも若干触れているので、重複する部分もあるが改めて「文永の役の恩賞説」を否定する立場から本稿をまとめた。直重は嫡子頼泰や他の庶子と同様父親秀からの譲与として、阿南荘の惣地頭職半分と、松富名の小地頭職及び飯田郷見良津名九町の地頭職を得たのである。

### （一）豊後国田帳

文永年初蒙古来襲の危機に当たり、鎌倉幕府は国土防衛の国策を固め、その軍費捻出の為全国の土地調査を命じ、国単位の土地台帳である大田文を作成し提出させた。これが豊後国田帳であり、大友三代頼泰が弘安八年（一二八五）に幕府に注進したものが現在に残っている。

そもそも大田文は、石井進氏<sup>2</sup>が「承久の乱後の全国の土地関係の大変動の実態をつかむため、幕府が各国の守護を通じて国衙の在庁官人にその作成を命令したのが、この大田文と言っても間違いないだろう」と述べるように、極めて複雑に入り組んだ中世の土地関係の重要な史料である。豊後国田帳を丁寧に読めば、その土地の所有関係の来歴がわかる。

狭間氏に関係のある記事を見てみよう。

#### ①飯田郷

飯田本名 玖町五段新庄 大友兵庫入道殿

見良津名 玖町同前 豊前大炊四郎直重跡孫子鬼丸、今又

四郎

書曲村 拾町新庄 豊前大炊助入道殿女子 持明院別当

入道室家跡 小田原弥五郎頼宗買領  
由申之

これを見ると、見良津名九町が父・親秀から直重に譲与され直重没後、孫の（土用）鬼丸こと又四郎直親が地頭職を帯びていることがわかる。同時にまたその広さも兵庫入道・頼泰とほぼ同じであり、

持明院別当に嫁した女子にも譲与されている。このことは親秀が嘉

石丸名一町六段 大友兵庫入道殿 一

禎二年（一二三六）家督を頼泰に譲り、同年三月十七日付第六子田北親泰への譲り状に「分譲男女子息等」とあることの結果である。すくなくとも直重は父親秀の死亡した宝治二年（一二四八）以前に見良津名の地頭であったことは間違いない。しかし直重への譲与が見良津名九町だけでは余りにも少なすぎる。そこで次の阿南荘が出てくる。

## ②阿南荘

一 阿南荘 八十町 領家室大納言 地頭職守護所並狭間尼公生蓮孫忠用鬼丸伝領、今、又四郎直親

松富名三十五町 地頭職狭間尼公生蓮跡同前

光一松名十五町 肥後国御家人菊池三郎武弘

松武名三十六町二段内

本名八町五段 松尾弥三郎跡當知行未分明

吉藤名七段 畠山十郎重末

松永名一町八段 大友左近藏人殿

六郎丸名六町六段 小田原六郎頼隆

則末名一町 大津留次郎能氏

安藤名六町六段

武宮村四町九段 肥前国住人長與右馬次郎家継

森村一町六段 原田三郎左衛門尉良忠跡當知行

不分明

宗門名三町三段小 橋爪兵衛允守景

阿南荘八十町の領家は室大納言（西園寺公経の第三子・室町実藤）であり、惣地頭職は守護所すなわち大友頼泰と狭間又四郎直親が折半している。直親は直重の妻尼公生蓮の孫であり、祖母の死後惣地頭職を伝領した。幼名を忠用鬼丸と謂い今は又四郎直親と名乗っている。

松富名三十五町の小地頭職は阿南荘の惣地頭職と同じく、尼公生蓮の死後又四郎直親が伝領した。ここで注目すべき点は「地頭職守護所並狭間尼公生蓮孫」の「並」である。「並」は折半を意味するが、豊後国岡田帳の中でほかに見出すことはできない、極めて稀な事例である。これは親秀が嘉禎二年に「男女子息等」に所領を譲与した際、直重を守護所・頼泰の補佐役とする明確な意思を持って配分した結果であると筆者は考える。直重は父親秀から、阿南荘八十町の惣地頭職半分と、松富名三十五町の小地頭職を譲与されたのである。中世の武士はその本領の地名を名字とするのがふつうである。直重は地名の狭間を名字とし、この地に土着して支配力を強めた。そしてこれらの地頭職は直重の死後、妻尼公生蓮から孫直親へ伝領されたのである。

## （二）惣領制と分割相続

鎌倉時代の武士・御家人は一族の子弟に所領を分け与える分割相続を原則としていた。財産の中核部分は諸子のうちで最も能力（器

量)があるときみなされた男子に譲られた。これが惣領といわれ、残りの所領は惣領以外の庶子・女子に譲られ、彼らはその所領の地に土着し独立した生活を営んだ。当時女子の地位が比較的が高く、相続に際しても財産の分配に与った。こうした惣領を中心とした武士・御家人のあり方を惣領制と呼ぶ。

幕府は軍役や公事を一括して惣領宛に課し、また惣領を通じて出されてくる庶子の所領安堵や恩賞の請求についても惣領を通じて交付している。鎌倉幕府の政治体制は、惣領制を基礎とした御家人の統制の上に築かれていたのである。東国御家人である大友氏が、豊後という遠隔地の所領を支配した方式は、「惣領在東国、庶子配分」であった。初代能直が男女合わせて十五人、二代親秀は十三人の子女をもうけている。早世や出家者を除くと能直は九人、親秀は七人の男子に対して、それぞれ適当な名字の地を求め定着させねばならなかったのである。これは遠隔地である豊後の地を支配する上で、一族を配し要所を固めるために必要欠くべからざる処置であって、惣領として庶子を自立させることは当然の責務であった。大友草創期の能直・親秀が多くの子女をもうけたのに対し、三代頼泰は二男一女、四代親時は五男一女と激減しているのは、能直・親秀の時代に豊後国内要所の配置が完了したことの表れであろう。初代能直は多数の子女に所領を分与するに際し、硬軟両様の手段を弄して所領獲得に走ったことは、先学諸氏の研究によって明らかになっている。養父中原親能からの譲与のほかに、寄進・譲得・猶子関係による強圧的譲得・養子政策・買得・借上質権・横領等手段を選ばずあらゆる

の方策が講じられている。

### (三) 親秀の所領獲得

親秀は家督を継いで間もなく起こった承久の乱(承久三年・一二二一)に、幕府方として宇治橋の合戦で奮戦し大いに功績をあげている。乱を鎮めた幕府は後鳥羽院以下の三上皇を「謀叛人」として配流に処し、王家領荘園を「謀叛人跡」として没収したことは、源平の内乱以上に大きな影響を中世社会に与えた。承久の没収地は、「叛逆の卿相雲客ならびに勇士所領などの事、武州尋ね註す分凡そ三千余箇所なり」(吾妻鏡)とされるように膨大であり、院近臣や京方武士の、領家職・預所職・地頭職・下司職に及び没収所職も多様であった。

乱後各地で謀反人調査と所領没官を進めた守護や御家人が、そのまま鎌倉幕府から地頭職に補任されることも多くみられた。大友親秀に対する恩賞給付の確たる史料はないが、何らかの恩賞の与ったことは間違いない。親秀は乱後の処置に当たり豊後守護職の権力も利して、阿南郷や野津院、由布院などの国衙領の地頭職を獲得したと思われる。

阿南郷は歓喜二年(一二三〇)に立荘して阿南荘になるが、その時の支配構造は、領家職・室大納言家——預所職・備後僧都幸秀——惣地頭職・大友親秀であったと考えられる。

#### (四) 惣地頭・小地頭

鎌倉時代の特有な重複的知行形態で特に鎮西に多く見られる惣地頭・小地頭について見てみよう。将軍家下文によって鎌倉御家人となったものにはふた通りあって、ひとつは下り衆と呼ばれる東国御家人で、大友氏や島津氏、武藤氏（少弐氏）が代表格であり、狭間氏もこの中に入る。一方は国御家人と呼ばれ将軍家によって名主職を安堵された在地領主であり、大津留氏、橋爪氏、曾根崎氏、菊池氏など豊後国御家人とか肥前国御家人と呼ばれる。

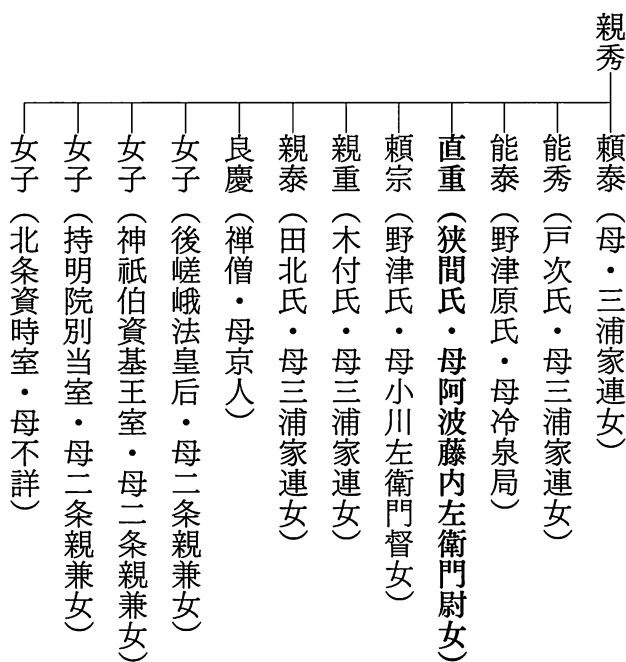
国御家人（在地領主）の数人から十数人で分割された広域な地域には、東国御家人が惣地頭として補任された。この場合惣地頭に対し、名主が小地頭と呼ばれた。阿南荘では大友頼泰と狭間直重が惣地頭であり、菊池・松尾・畠山・小田原・大津留・長與・原田・橋爪は小地頭である。松富名の地頭である狭間氏は惣地頭と小地頭の両面を持っている。

惣地頭と小地頭の関係は、宝治二年（一二四八）九月十三日付關東下知状に、「隋又右大将家御時、拝領地頭職御下文之輩、被補惣地頭之日、令安堵名主職、号小地頭者鎮西之例也」で明確に示されている。小地頭は本領安堵を受けたもので、所領所在地に居住しているため強い下地進止権を有していた。領地に対する支配力が強いのである。これに対し惣地頭は在地に居住することなく、段別五升の加徴米徴収権などを有するに過ぎず、小地頭に比べて所領に対する支配権は本来弱かった。狭間直重は小地頭として、松富名内の狭間の地に居住し、大友氏にとって重要な地域である阿南荘の支配

権を支えたのである。小地頭に東国御家人が補任されることはあるものの、惣地頭に国御家人が補任された例は絶無であり、惣地頭は東国御家人に限られていた。おなじ御家人と称するものの、両者のこの格差は極めて大きい。

#### (五) 直重とその時代

次に直重が生きた前後の百年を見て彼の生涯を検証してみよう。その前に兄弟姉妹の関係を掲げる。



親秀は七人の妻妾に早世した親盛をいれて十三人の子女をもうけた。同母の男子四人と女子三人は、二年ないし三年の間隔で出生し

たであろうが、異腹の能泰・直重・頼宗・良慶は頼泰とほぼ同時期に出生したとみることができる。野史ではあるが、後掲の「豊州雜志」には「舍弟兵庫ノ頭頼泰」とあり、直重を兄としている。何らかの伝承があつたのであろう。

一二八五年の図田帳にある地頭直親を当年二十歳として、二十歳で長子をもうけると仮定した場合、三代直親の生年は一二六五年であり、二代重泰の生年は一二四五年、初代直重の生年は一二二五年と推定される。勿論前後五年くらいの誤差はあるであろうが、頼泰とほぼ同じ時期に出生したとみて間違いないであろう。しからば一二七五年の恩賞配分で初めて松富名の地頭職を得、狭間と名乗つたとすれば、直重は出生から一二七五年の領有までの約五十年を、どこを本拠に、なんという名字で一族を養ってきたのであろうか。直重は文永の役に狭間を名乗って出陣したことは確実であつて、役後の恩賞地によつて初めて狭間を名字としたという説は成り立たない。

次に掲げる年表でみてみよう。筆者は（ア）で誕生した直重は（イ）の頃に親秀から所領の分譲を受け自立したと考える。

#### （六）関係年表

|            |             |
|------------|-------------|
| 承安二年（一二七二） | 初代大友能直出生    |
| 建久六年（一一九五） | 二代大友親秀出生    |
| 承久元年（一二一九） | 能直、家督を親秀に譲る |
| 貞応元年（一二二二） | 三代大友頼泰出生（ア） |

貞応二年（一二二三） 大友能直没、  
寛喜二年（一二三〇） 阿南荘が立荘、領家西園寺公経  
嘉禎二年（一二三六） 親秀、豊後守護職・所領を頼泰に譲る（イ）

宝治二年（一二四八） 親秀没  
文永十一年（一二七四） 文永の役  
建治元年（一二七五） 文永の役の恩賞配分（ウ）  
弘安四年（一二八一） 弘安の役  
弘安八年（一二八五） 豊後国図田帳を注進  
正応二年（一二八九） 弘安の役の恩賞配分

狭間直重の人物像は、江戸時代の野史「豊州雜志」に、

「大友大炊ノ助親秀（能直ノ嫡子）ノ四男大炊四郎直重ト云ケルハ剛強い無双殊ニ才智超他末タ弱冠ノ比ヨリ毎度誉レヲ顯ハセリ 舍弟兵庫ノ頭頼泰憑モシク思ヒ父君ノ命ヲ受ケ八百貫文ノ領ヲ宛行ヒ大分郡挾間ニ封セラレシヨリ挾間ヲ以テ氏とセリ（中略）係ル雄猛怪異ノ人ナリシ故鬼挾間ト云シトカヤ ソノ後文永十一年成夏大元ノ蒙古数十萬騎吾ガ日ノ本ヲ犯サントテ筑前ノ国へ襲来リシ事アリシカバ九国ノ武士馳向ヒテ是レヲ防グ 一日大友勢出テ熊猛虎奔ノ勇振ヒ大ニ戦トハ云ヘ蒙古ノ多勢ヲサヘ兼子既テニ敗軍ニ及ハントシケル処ニ直重真先キニ進ミ出帆柱ヲ以テ振廻シ大勢ヲ難伏セ難ナク敵ヲクヒ退ケ目ヲ驚スハタラキシテ許多ノ首ヲ取り勇名尤モ高カリケル」

とあり、また豊薩軍記にもほぼ同様の記事がある。

野史に全幅の信頼をおくわけにはいかないが、直重の勇猛果敢さとその活躍ぶりが伝承されていたのであろう。太田亮氏は名著「姓氏家系大辞典」に「豊薩軍記に〈挟間は太友親秀の四男四郎直重が八百貫文の知行地なり〉。直重は勇猛怪異の人なりし故鬼狭間ともいう。文永十一年の夏、蒙古筑前へ襲来の時、直重勇名最も高く、人目を驚かせり。」と載せている。

このような直重の勇猛な働きぶりが、英雄視され恩賞の賜与という説に発展したのではないか。

#### (七) 文永の役恩賞説

由布市報に書かれている「元寇恩賞説」はどのように流布され、大分県地方史学会で通説化されたのであろうかを見してみる。

狭間直重が文永の役の恩賞として、阿南荘松富名(狭間村)の地頭職を得たということには、確たる史料根拠がない。先学諸氏が唯一の根拠としているのは、後藤碩田の「豊後国図田帳考証」である。碩田はその中で「狭間尼公生蓮ハ太友家譜に親秀四子狭間大炊四郎直重母阿波藤内左衛門尉姉とあり、是なるべし、狭間直重ハ文永中蒙古襲来の時武功、大分狭間邑を食邑とす、依之為氏、代々居之、直親ハ直重の子なるべし」と書いている。これは単なる後藤碩田の推測であり、史料的价值はない。

野津本太友系図によつて、尼公生蓮は直重の妻、直親は孫であることが明確になっている。碩田の考証には誤りも多いのである。

敷衍するが碩田はさらに

「国領野津院六十町 地頭職野津五郎頼宗法名阿一  
吉岡家系を見に、蒙古襲来の時、於筑紫依有戦功、野津院の内鎌倉殿より賜云々、」

と親秀五子頼宗も恩賞で野津院の地頭職を得たと書いている。

#### \* 渡邊澄夫氏の説

渡邊氏は昭和五十六年に発表した「増訂豊後太友氏の研究」で、「親秀の四子狭間直重以下にこうした関係の見られないのは、ちょうど蒙古合戦が起こり、恩賞地が与えられたからである。他の庶子については史料を欠くため不明であるが、狭間直重が阿南荘松富名(狭間村と号す)の地頭職をあたえられたのは、文永蒙古合戦の恩賞としてであるという(豊後国図田帳考証)」と書いている。ここでは豊後国図田帳考証を史料として扱っているが、「恩賞としてであるという」との伝聞調の表現とともに、理解に苦しむ。また「ちょうど蒙古合戦が起こり」というが、この「ちょうど」とは前後の文脈からして、親秀の「分譲庶子等」の頃を指すと思われるが、はるか後の文永の役と誤認されていて、中世史の大家である渡邊氏の立論としては大いに疑問のあるところである。一方で渡邊氏は野津氏の恩賞説を、「他の庶子については史料を欠くため不明である」として採用していない。

おなじ碩田の考証を根拠としながら、狭間氏を是とし野津氏を否とするのは不可解である。渡邊氏が明確に狭間氏の恩賞説を書いて

いるのは「大分県史料」補遺（一）である。

「狭間氏は、豊後大友氏の庶家である。大友二代親秀の四子重直が、蒙古合戦勲功賞として大分郡阿南荘松富名地頭職を充行われてから、同所に定住し子孫が栄えた。松富名は狭間村とも呼ばれたので（大友文書）これを名字の地としたものである。」としている。この渡邊氏の説は大きな影響力を持ったであろう。

#### （八） 恩賞説の流布

昭和五十二年に刊行された「大分の歴史（三）」に橋本操六氏は「初代狭間大炊四郎藤原直重は、文永十一年（一二七四）蒙古襲来の役の時、筑前国博多に出陣し、大いに功績をあげたため、その恩賞として大分郡阿南荘狭間村を与えられ、そこを本拠として代々居住の地とした。」と書き、狭間町誌（昭和五十九年刊）にも同じ説を展開している。また野津氏についても「野津氏の所領についてみると、弘安図田帳に「国領野津院六十町地頭」とみえるのが最初で、それは蒙古合戦の恩賞として拝領したという」と紹介している

橋本氏はまた昭和五十七年刊の大分県中世編Ⅰの第三章で、狭間氏、野津氏が文永の役の恩賞で地頭職を得たと自説を展開している。大分市史は昭和六十二年に刊行されたが、その中で橋本氏は文永の役に出陣した郷土武士に触れ、

「大友頼泰・親時父子、臼杵、戸次氏のほか、大分郡阿南荘狭間村を恩賞として拝領した狭間直重や、野津院を拝領した野津頼宗ら大友一族、或いは都甲、真玉、伊美、志賀、日田、帆足各氏が確認

できる。」としている。

平成五年刊の野津町誌の橋本氏の記述は

「野津院六十町地頭野津頼宗は、文永の役によって地頭職を与えられたことが確実になる」である。

狭間久氏は「豊後大友物語」で「四男直重は文永の役の武功で阿南荘の惣地頭職を半分得て狭間村に土着、狭間氏を名乗る。」と書いている。野津氏についても「五男頼宗も蒙古戦で戦功をあげ、国領の野津院六十町の地頭職を得て、野津に土着、野津氏を名乗る。国領をあたえられたことは大友氏としても所領拡張のうえで大成功といえた。」として、狭間、野津両氏の元寇恩賞説を展開している。ただ大分県史・中世編Ⅰの第二章で芦刈政治氏は「（狭間氏が）恩賞として狭間村を給付されたかどうかは不詳である。」としている。

ともあれ渡邊澄夫氏を編纂委員長とする本格的な修史事業である、「大分県史」と「大分の歴史」の二誌に大々的に取り上げられて、この恩賞説は大分県地方史学会の通説となった。

#### （九） 恩賞説の欠陥

拠るべき確かな史料がないということのほか以下ことが挙げられる。

##### ①年代の錯誤

親秀の庶子達がそれぞれの土地に土着して独立する時期は、嫡子頼泰に家督を譲り、「分譲男女子息」という明確な史料が確認

される一二三六年（嘉禎二）を中心に、遅くも親秀の死亡した一二四八年（宝治二）までの期間である。約四十年近くのこのことになる、一二七五年（弘安元）文永の役恩賞の沙汰で初めて本貫地を得、狭間を名乗ったということには年代的に整合性がない。豊後國岡田帳は承久の乱後の土地の来歴を忠実に反映している。一二七五年～一二八五年の十年間に狭間氏の地頭職は、直重↓妻・尼公生蓮↓孫・直親とめまぐるしく伝領されたことになるが、直重が阿南荘半分の惣地頭職と松富名の小地頭職を帯した期間は極めて短期間であったということになる。狭間村を地盤にして郎党を養い、兵力を蓄え、自らも勇猛果敢な武將であった直重にしてとても容認できる話ではない。前述したように直重は文永の役には「狭間」を名乗って出陣しているが、このことと、恩賞により初めて狭間を賜り地名をとって狭間氏と称えたという倒錯した前後の関係をどう説明するのか。

織田信長の時代に「人間五十年」といわれているように、さらに古い直重の時代の寿命はさらに短かったであろう。武士の生涯を顧みるとき、年代の慎重な検証はかせないと思う。

## ②恩賞の内容

直重が得た地頭職は阿南荘惣地頭職半分と松富名小地頭職である。惣地頭職の折半ということは、（ア）守護所・頼泰も同時に恩賞に与ったか、（イ）もともと守護所・頼泰の帯びていた惣地頭職の半分の召し上げ直重に与えたかのいずれかとなる。本来恩賞地は欠所地が当てられるという配分のあり方からみて、惣地頭

職と小地頭職を重層的に配分するということは実態にそぐわない処置である。そしてまた八十町や六十町という広大な所領の恩賞は例がない。また守護所・頼泰が文永の役後恩賞を得たという記録はない。

## ③恩賞の実態

幕府が文永の役の恩賞配分に極めて慎重な態度をとったことは、相田二郎氏や瀬野精一郎氏の研究で明らかになっている。史料上確認出来るものは四例にすぎない。豊後御家人で配分に与ったものは管見するところ皆無であり、絵詞で有名な肥後国御家人竹崎季長のほかは、肥前国御家人曾禰崎慶増が田染荘系永名を得たことが曾根崎文書<sup>7</sup>で確認し得る。狭間氏や野津氏が恩賞を賜ったということは、中世荘園史や元寇研究史に取り上げられたことはない。大分県地方史学会にだけ流布されたローカルな説であると思う。

## ④建治元年の幕府書状

建治元年（一二七五）七月十七日付で幕府は大友頼泰に対し、「異賊去年襲来の時あるいは戦場にのぞんで進闘せず、あるいは當境を守ると称してはせ向はざるの輩多しとその間あり。はなはだ不忠の科を招くか。向後もし忠節をいたさざれば注し申さしむるにしたがい、罪科におこなはるべきなり。この旨を持ってあまねく御家人等に相ふれしむべきの状仰によつて執達、件のごとし」との嚴重警告を北条時宗・義政連署にて交付している。大友旗下の働きに対する強い不満の表明である。箱崎八幡宮の八幡愚童記

に「大友はこどもうちつれおちゆきて方々にこそよりやすみけれ」という落書があり、大友軍の戦いぶりを揶揄している。勿論勇敢に闘ったものもいたであろうが、敢闘精神がかならずしも徹底していなかったのではないか。豊後御家人に恩賜の確たる記録がみられないのもこの辺の事情に因があると思われる。ただ郷土の名誉のために付言すれば、次の弘安の役では豊後御家人は勇ましく闘い、恩賞を賜ったものも多い。

以上の四点により文永の役恩賞説が成り立たないことが理解される。もし仮に恩賞説が成り立つとした場合、

①惣領・親秀は四子直重、五子頼宗に対し土着独立すべき本貫地を与えず放任して、惣領の責務を果たさなかったこととなり、凡庸な二代目として彼の評価は極めて低下する結果となる。親秀は分割相続制に則り、他家に嫁した娘にも所領を譲与しているし、大分郡の要所に戸次、野津原、狭間を配し、守護として大友氏初期の基盤構築の上で貢献している。凡庸な惣領では決してないであろう。

②直重、頼宗の側からみれば、父・親秀から他の庶子と差別されて本貫地を与えられず、父の死後二十六年あとの元寇という全くの偶然の事件で、自力で本貫地を勝ち取らねばならない。それも五十歳を越えた晩年という、極めて哀しい立場に置かれていたということになる。

地元の人々にとってみれば、元寇の戦いで華々しく活躍し、その恩賞で狭間や野津を得たという説は、郷土の英雄として短絡的には

受け入れられやすいであろう。しかしながら冷静に歴史を見れば、はたしてこのような説が成り立つのであろうか。

おわりに

郷土・狭間に関わりの深い狭間氏初代・直重が、どのようにしてこの地に土着し狭間氏を名字としたのかを検証し、正しい直重像を捉えることは、郷土に所縁を持つものの責務であると思う。

本稿がその端緒となれば、筆者の幸いこれに過ぎるものはない。

## 註

1、阿南荘の惣地頭職は祖母尼公生蓮から伝領したもので、直親が獲得したものではない。一三〇三年に直親は五代惣領貞親によつて松富名の半分を召し上げられている。「(直親が)勢力を拡大していった」という表現は当たらない。

2、石井進氏 「日本中世国家史の研究」

3、網野善彦氏 「楠木正成の実像」

4、渡邊澄夫氏 「大分県史料補遺(一)」(大分県地方史第五十八号)

5、相田二郎氏 「蒙古襲来の研究」

6、瀬野精一郎氏 「鎮西御家人の研究」

7、曾根崎文書

8、「文永の役恩賞説」について大分県地方史学界で論争になったことは、大分県地方史を見てもないようである。